

令和7年度  
こどもデータ連携実証事業  
成果報告書

大日本印刷株式会社

令和8年3月

# 目次

1. 事業の全体像 .....	2
1.1. 背景・目的 .....	2
1.1.1. こどもを取り巻く環境とこどもデータ連携の取組の狙い .....	2
1.1.2. こどもデータ連携の取組における本業務の目的 .....	2
2. 業務の内容 .....	4
2.1. 業務の概要 .....	4
2.1.1. 業務の内容 .....	4
2.1.2. 業務スケジュール .....	7
2.1.3. 業務の全体像 .....	7
2.2. 実証事業の総括 .....	8
2.2.1. 実証事業の全体概要 .....	8
2.2.2. 実証事業における重要論点 .....	13
2.3. 類似事例調査の総括 .....	27
2.4. 海外事例調査の総括 .....	29
3. 今後のこどもデータ連携の取組に対する課題と示唆 .....	31

# 1. 事業の全体像

## 1.1. 背景・目的

### 1.1.1. こどもを取り巻く環境とこどもデータ連携の取組の狙い

我が国のこども施策は、福祉・保健・教育など各分野で取組が進んできたものの、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難を抱えるこどもがなお一定数存在する。一方で、困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまっているケースも少なくないほか、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいこと等から、プッシュ型・アウトリーチ型支援の重要性が指摘されている。

こどもデータ連携の取組は、地方公共団体において、福祉部局、保健部局、教育委員会等のこどもや家庭への支援を担う多様な関係機関が分散して保有している、こどもや家庭に関する福祉・保健・教育等のデータを、データ管理体制を構築した上で個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、分野を越えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、地方公共団体やその他関係機関が適切に協働しながら、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげることを狙いとしている。

### 1.1.2. こどもデータ連携の取組における本業務の目的

本業務は、実証事業に参加する地方公共団体（以下、「実証団体」という。）が「こどもデータ連携ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を踏まえたこどもデータ連携実証事業（以下、「実証事業」という。）に取り組むことで得られる知見・課題を整理するとともに、過去の優良事例等を幅広く調査・整理することにより、地方公共団体がこどもデータ連携の取組を進めるに当たって参照するための取組事例集を作成し広く展開することを目的とする。

- ① 実証団体がガイドラインを踏まえた実証事業を実施することで、支援が必要なこどもや家庭を早期に把握するために有用なデータ項目や、その抽出・連携方法、それらのデータを活用してリスクや支援の必要性が高いと思われるこどもや家庭を把握するための手法、人の目による確認や支援方策の検討、実際の支援・見守りの実施につなげるための、関係機関等の望ましい連携体制や業務フロー等について検証する。また得られた知見・課題は事例集として取りまとめ、地方公共団体による本格的なこどもデ

ータ連携の取組につなげる。

- ② こどもデータ連携事業及び類似する取組の国内事例・海外事例について幅広く調査し優良事例集として取りまとめ、地方公共団体による本格的なこどもデータ連携の取組につなげる。

## 2. 業務の内容

### 2.1. 業務の概要

#### 2.1.1. 業務の内容

本事業にて実施した具体的な業務の内容は以下のとおりである。

- ① 業務実施計画書の作成  
実施体制、実施方法、スケジュール、工程、品質管理等を含む業務実施計画書を作成した。
- ② 実証団体の選定  
実証団体の選定に係る事務を執り行った。
  - (ア) 審査会の運営  
こども家庭庁が公募した実証団体の選定に当たり、こども家庭庁と協議のうえ評価表を作成し、審査会委員に対して応募資料や評価表等の必要書類を送付し、書面審査を依頼した。各委員から評価表の提出を受けて取りまとめ、審査会を開催し、実証団体 10 団体を選定した。
  - (イ) 団体の追加選定  
さらに追加実証団体を公募し、上記と同様の手順にて選定を行い、追加で 1 団体を選定した。
- ③ 実証事業の管理・運営  
業務の目的の達成に向けて、実証団体が自らの事業計画に基づいて実証事業を確実に運営し、効率的に進められるよう、必要な管理を行った。具体的な管理内容は以下のとおりである。
  - (ア) 事業計画の管理  
実証団体の事業計画について管理するとともに、実証事業を行う中で事業計画に変更の必要性が生じた場合は、こども家庭庁に報告し、事業計画を変更した。
  - (イ) 事業計画への助言  
実証団体の事業計画に対し、データ連携の仕組み等の最適化、実証事業の効率化、全国展開に向けた最適化等の必要な観点から、必要な助言を行った。予算の効率的な執行の観点から、実証事業に必要な経費等についても積極的に助言

を行い、適正な経費や費用対効果の高い取組となるよう努めた。また、実証団体の事業計画の妥当性についての評価をまとめ、こども家庭庁に報告した。

(ウ) スケジュール管理

実証事業のスケジュールを管理し、実証団体の事業計画に沿った検証を完遂できるように、支援した。

(エ) 課題管理

実証事業において実証団体が抱える課題を課題管理表に整理し取組状況を管理するとともに、事業計画に支障が生ずることのないよう、課題の解消を支援した。また必要に応じて、こども家庭庁にも対応方針を確認しながら進めていった。

(オ) 実証団体との定例会議の開催

実証団体の情報を把握し進捗状況を管理するための各実証団体との個別定例会議を開催した（平均、週に2回程度）。また、定例会議では議事録を作成した。

(カ) 事業効果の評価・分析

各実証団体における実証事業効果の評価・分析の実施及びその結果の整理について支援した。

④ 報告会の開催

実証事業の経過状況及び成果を取りまとめ、報告会（中間報告会・成果報告会）を開催した。報告会の資料の構成や内容は、こども家庭庁と協議の上、決定するとともに、実証団体と調整しながら報告会用資料を作成した。

⑤ 事例調査

こどもデータ連携事業の取組（類似する取組含む）の国内・国外の事例を幅広く調査し、取りまとめた。なお、調査する事例については、こども家庭庁と協議の上、選定し、調査対象は下記とした。

(ア) これまでの実証事業での取組事例

令和4年度にデジタル庁が実施した「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」や、令和5年度以降こども家庭庁において実施してきた「こどもデータ連携実証事業」参加団体の事例を調査した。

(イ) こどもデータ連携事業に類似する国内事例

令和4年度にデジタル庁が実施した「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」や、令和5年度以降こども家庭庁において実施してきた「こどもデータ連携実証事業」への参加実績はないが、こどもデータ連携事業に類する事業を実施している地方公共団体の事例を調査した。

(ウ) こどもデータ連携事業に類似する国外事例

こどもデータ連携事業に類する事業を実施している国外の事例を調査した。

⑥ 取組事例集の作成

「⑤事例調査」の調査結果に基づいて、実証事業の成果と合わせて取組事例集として取りまとめた。

⑦ 取組事例集とガイドライン製本版の基礎自治体配布

「⑥取組事例集の作成」にて作成した取組事例集及び、ガイドラインを製本化し、全基礎自治体に配布し、地方公共団体による本格的なこどもデータ連携の取組につなげた。

⑧ 取組を広げていくための方策等の検討

前項までの業務を踏まえ、取組事例集の作成及び実証事業を通じて、こどもデータ連携の取組をより多くの地方公共団体に広げていくことを見据えた留意点や示唆、課題等について検討・整理した。

⑨ 成果報告書の作成

上記①から⑧の内容及び各実証団体の取組や成果等をまとめた成果報告書（本書）を作成した。

## 2.1.2. 業務スケジュール

業務スケジュールは以下のとおりである。

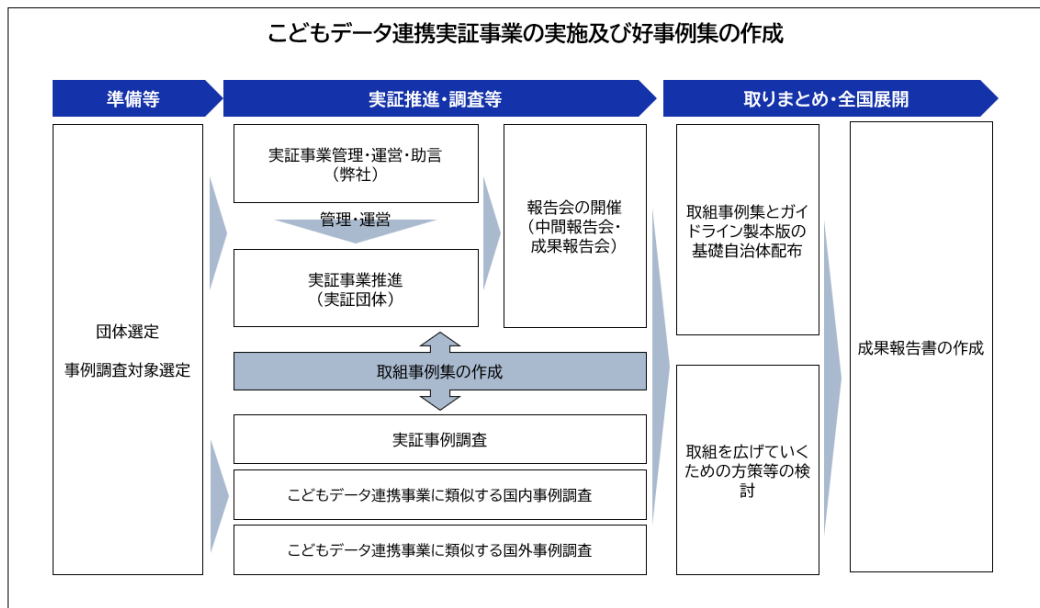
図表 2-1 業務スケジュール

作業項目	令和7年						令和8年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン						中間報告会				成果報告会	取組事例集・ガイドライン配布完了/成果物納入
1 業務実施計画書の作成	計画書作成										
2 実証団体の選定	実証団体選定										
3 実証事業の管理・運営		事業計画書の管理・助言						事業効果の評価・分析			
4 報告会の開催					中間報告会準備				成果報告会準備		
5 事例調査		事例調査対象等検討 事例調査項目検討	事例調査 ヒアリング等の 調整	事例調査ヒアリング・文獻調査等の 実施・取りまとめ							
6 取組事例集の作成						ガイドライン概要版作成	優良事例・実証事業事例整理				
7 取組事例集とガイドライン 製本版の基礎自治体配布						デザイン・構成等検討	執筆	印刷・製本 発送準備等	配布		
8 取組を広げていくための 方策等の検討								取組を広げていくための 方策等の検討			
9 成果報告書の作成									成果報告書の作成		

## 2.1.3. 業務の全体像

業務の全体像は以下のとおりである。

図表 2-2 業務の全体像



## 2.2. 実証事業の総括

### 2.2.1. 実証事業の全体概要

本事業では実証団体として合計 11 団体を選定した。各実証団体の取組内容サマリは以下のとおりである。なお、各実証団体の実証結果については、各団体報告書を参照されたい。

図表 2-3 各実証団体の概要

	茨城県つくば市	新潟県佐渡市	長野県喬木村	岐阜県山県市	大阪府豊中市	大阪府和泉市
実証事業参加	令和7年度	令和5・6・7年度	令和6・7年度	令和5・6・7年度	令和7年度	令和5・6・7年度
総括管理主体	【福祉部局】 こども部 こども未来センター	【福祉部局】 子ども若者課	【教育部局】 教育委員会事務局 こども家庭センター	【教育部局】 教育委員会 学校教育課	【福祉部局】 こども未来部 はぐくみセンター こども安心課	【福祉部局】 子育て支援室
困難類型	貧困・虐待・ヤングケアラー・不登校・産後うつ	虐待	虐待・貧困・いじめ（不登校）	不登校・いじめ・発達障がい・問題行動	貧困・虐待・不登校・いじめ	虐待
取組概要	本実証事業参加前から「データベースみまもり」を運用しており、Excel等を用いて各課から連携したデータについて独自の閾値判定でリスク抽出を行っている。しかし、データ量の制限や操作の煩雑さという課題があったため、令和7年度に、新たにこども見守りシステムを構築し、支援が必要なこどもや家庭を早期に発見してプッシュ型・アウトリーチ型支援につなげ	子ども若者相談センターを中心に、関係機関の情報連携を通じて、潜在的に支援が必要なこども・家庭を早期発見・支援できる体制を構築している。具体的には、令和5年度からこどもに関するデータを連携し、こども統合データベースにより分析・抽出を行い、潜在的な支援対象者の発見及び支援へとつなげている。令和7年度はモデル校を小・中学校各3校ずつへと	令和6年度事業では、ダッシュボードシステムである「ヨリソル」を活用し、小中学生の児童生徒を対象としたこどもデータの一元化・可視化を実現した。さらに、それらの情報を活用した学校関係者による見守りを実施した。また、令和7年度事業では令和8年度以降の継続的なこどもデータ連携を見据え、こどもデータ連携の取組による効果の最大化を目指し、支援対	令和5年度より、いじめ・不登校・問題行動・発達障害を対象としたこどもに対する早期支援を目的として、教育や福祉等に関するデータを連携・分析を行うAI予測支援システムを導入し、予防的支援を開始した。令和6年度はデータ解析やシステム改修に取り組んだが、具体的な支援の方策を学校で検討するための時間を確保するためには、夏休み中にシステム判定結	令和3年度に住民基本台帳や関係課が保有する住民情報データを一元管理するこども家庭支援システムを構築した。また、令和5年度にははぐくみセンター（こども家庭センター）を設置した。さらに、児童福祉、母子保健、教育委員会職員で構成する合同ケース会議を通じてケースの支援方策の検討とサポートプランを作成し、同システムを活用した切れ目のない支援を実施	令和5年度は、庁内に保有されているデータを集約したデータマート <sup>1</sup> の構築と、虐待リスクを抱えるこどもを早期に発見するためのリスク分析・判定ロジックの整備を行った。令和6年度は、支援に活用するダッシュボードを構築し、対象児童生徒を拡大した。これらの取組を踏まえ、令和7年度は、他市町村へのこどもデータ連携の取組の横展開も見据え、運用コスト

<sup>1</sup> 特定の業務等の目的に応じて必要なデータを抽出・整理したデータベースのこと。

	茨城県つくば市	新潟県佐渡市	長野県喬木村	岐阜県山県市	大阪府豊中市	大阪府和泉市
	<p>ている。この中で、住民記録や医療費助成、障害者情報、校務支援データ等を横断的に連携し、統計解析を用いてデータ項目ごとに重みづけを行った上で、より精緻に潜在的にリスクを抱えているこどもを抽出している。また、システムによる判定結果を人の目で確認し、こども未来センターや学校等が連携して支援を実施している。</p>	<p>拡大し、地域ごとの分析を進めている。これにより、事例を蓄積し、効果的な支援体制の構築を目指している。さらに、これらの取組を通じて、関係課との連携を強化し、持続可能な支援モデルの確立に向けた基盤づくりを進めた。</p>	<p>象者の拡大、収集データの拡大と抽出ロジックの改善、こどもデータ連携の新たな価値の創出の3点を目標とした。</p>	<p>果を学校へ提供する必要があった。システム判定は令和5年度のシステムに基づいて実施したが、家庭や保護者の困難を把握するための情報が不足しており、具体的な支援の実施に課題が残った。そこで令和7年度は、具体的な支援の実施を重視し、困難の類型を直接学校に共有し支援を行った。また保護者アンケートの導入により、アンケート結果を一要因として家庭環境の把握に努めた。これらの取組を通じて、関係機関との連携を強化し、支援の実効性の向上を目指した。</p>	<p>した。令和7年度には、これまでの取組に加え、母子保健データや学校の教育ダッシュボード等のデータを抽出するこどもの杜システムを構築した。これにより、潜在的にリスクの高いこどもの早期発見・支援を可能とするとともに、地域全体でこどもの健やかな成長を支える体制を強化している。</p>	<p>の軽減を目的とした新たなシステム構成で取組を実施した。具体的には、市独自のシステム開発ではなく、既存のパッケージシステムを組み合わせる方法で取り組んだ。</p>

	兵庫県西宮市	福岡県福岡市	大分県別府市	宮崎県延岡市	福島県大沼郡会津美里町
実証事業参加	令和7年度	令和5・7年度	令和6・7年度	令和5・6・7年度	令和5・6・7年度
総括管理主体	【教育部局】 教育委員会	【福祉部局】 こども未来局 こども健やか部 こども家庭課	【福祉部局】 子育て支援課	【福祉部局】 おやこ保健福祉課	【教育部局】 こども教育課・健康ふくし課
困難類型	不登校	虐待等	不登校・貧困	虐待・不登校・ヤングケアラー・貧困・産後うつ・発達障がい	学校不適応感 <sup>2</sup> （不登校・いじめ・緘黙・校内暴力等を含む）
取組概要	「こども総合分析DB」を開発し、校務支援システム、庁内システム、心理チェック「こころん・サーモ」のデータを統合して分析モデルを構築した。このモデルを既存の「こころん・サーモ」システムに内蔵し、こどもが閲覧できる画面には状況に応じた相談窓口を知ることができる「相談ボタン」を設置した。一方、教職員が閲覧できる画面で不登校の予兆があると考えられるこどもの一覧を可視化することで、データに基づいた	令和4年度より、0歳から中学3年生までのこどもを対象に、福祉・教育等の情報を連携・活用するための「こどもの支援システム」を整備し、支援が必要なこどもや家庭を支援につなげるためのプッシュ型支援に取り組んできた。令和7年度は、これまでの課題を踏まえた事業の見直しを行った。具体的には、支援の質の向上を目的とした児童福祉等の支援現場の担当職員（現場職員）向けのマニュアルの改訂及び研修を実施した。引	令和4年度から「別府市こども見守りシステム事業」を開始した。また、令和5年度には、「貧困」と「不登校」を重点政策として、市内の0歳から18歳までのこどもに関するデータを一元化するため、こども見守りシステムを構築した。令和6年度にはこどもデータ連携実証事業に採択され、令和5年度同様、不登校・貧困に重点を置き、取組を実施した。そして、令和7年度は、本実証事業	令和5年度より、おやこ保健福祉課を中心にこどもデータ連携の取組を開始した。取組初年度は、システムによる分析結果と人の目による絞り込みを経て、保健師等が家庭訪問を実施した。令和6年度はデータ量を拡充し、分析精度の向上や支援対象の拡大を図った。令和7年度は分析の自動化により、庁内で分析作業が完結し、職員が常に最新の分析結果を確認できるような体制の整備を目指している。さらに、児童扶養手当の現	令和5年度より、学校や福祉部門のデータを活用し、支援が必要なこどもを抽出して個別支援につなげる仕組みを運用してきた。令和7年度は、家庭環境や健康状態、学習状況等の新たなデータを加えてリスク検知の精度を高めた。さらに、教職員向けツール「YOSS」を活用し、必要情報をダッシュボード化して一覧表示させることで、潜在層への的確な支援を行うとともに、支援の質の向上を実現させている。

<sup>2</sup> 学校場面への適応の困難さを示し、不登校、いじめ、緘黙、校内暴力、学級崩壊等、広く学校内での集団不適応や学業不適応の問題を包括するもの。

	兵庫県西宮市	福岡県福岡市	大分県別府市	宮崎県延岡市	福島県大沼郡会津美里町
	個別支援、支援の経過記録・共有を可能にした。これにより、継続的なモニタリングとEBPMのサイクルによる施策改善を図り、「誰一人取り残さない学び」のセーフティネットを本市内全域で機能させ、その知見を全国へ共有することを目指している。	き続き、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、適切な支援につなげていくための仕組みづくりを目指していく。	開始前に収集したデータや困難の種類と関連が深いと考えられる「生活習慣」等のデータを新たに収集・分析することで、データ分析の高度化を図り、より有用な支援策の検討・実施を目指している。	況届等を活用したひとり親家庭との接点づくり等、職員負担を考慮したアプローチ機会の創出を試みている。	

## 2.2.2. 実証事業における重要論点

本事業を通して見えてきた重要論点は大きく分けて、以下の3点である。それぞれについて、詳細を記載する。

### (1) 個人情報の取扱いに関する法的整理

#### ① 令和7年度実証事業における個人情報の取扱い整理の概況

令和7年度の実証事業では、個人情報の取扱いは以下のように整理した。

図表 2-4 令和7年度実証事業における個人情報の取扱いに関する法的整理

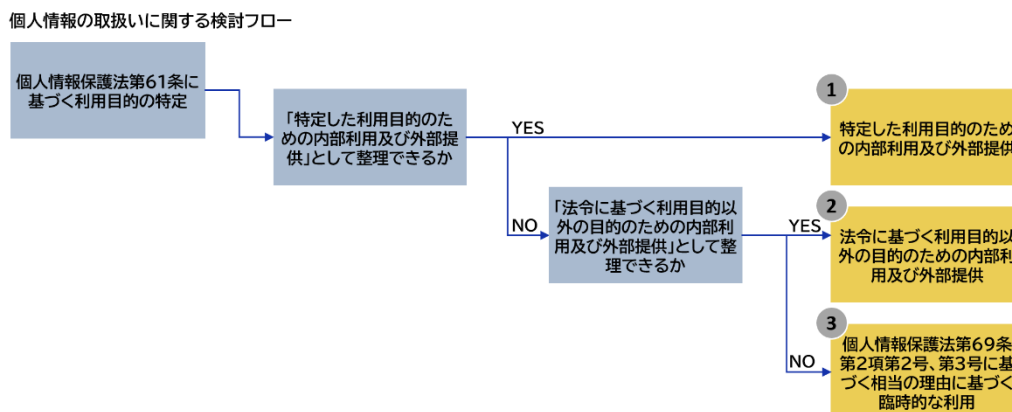
実証団体		総括管理 主体	内部保有データ	外部提供データ
1	つくば市	福祉部局	「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
2	佐渡市	福祉部局	「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
3	喬木村	教育部局	「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
4	山口市	教育部局	「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理した。	「個人情報保護法第61条第1項」に基づく目的内利用として整理した。
5	豊中市	福祉部局	「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
6	和泉市	福祉部局	「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。

実証団体		総括管理 主体	内部保有データ	外部提供データ
7	西宮市	教育部局	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
8	福岡市	福祉部局	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
9	別府市	福祉部局	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
10	延岡市	福祉部局	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
11	会津美里 町	教育部局	「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づく目的内利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。

② 令和 8 年度以降の事業継続に向けた個人情報の取扱い整理の概況

令和 7 年度実証事業では将来的なデータ利用を見据え、以下のフローに沿って個人情報の取扱いについて検討した。各実証団体が特定した利用目的や個人情報の取扱いに関する整理の詳細については最終成果報告書を参考にされたい。

図表 2-5 個人情報の取扱いに関する検討フロー



個人情報の取扱いは、大きくわけて以下の3パターンに整理できた。

(ア) 特定した利用目的のための内部利用及び外部提供

【利用目的特定後に収集していく新規データの整理例】

パターン①：特定した利用目的に基づく目的内利用として整理

総括管理主体が福祉部局である実証団体の多くが、特定した利用目的のための内部利用・外部提供として整理した。

パターン②：こどもデータ連携事業を総括管理主体における本来業務と位置づけて、利用目的内の内部利用として整理

- ・ 学校教育法施行令第19条～第21条、学校保健安全法第9条に基づく、教育委員会における目的内利用として整理した。
- ・ 教育委員会の内部規則に基づく目的内利用として整理した。
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第9号に定める所掌事務（児童生徒の保健、安全、厚生及び福利）に即し、支援が必要な児童生徒の早期把握及び校内支援に活用するための目的内利用として整理した。

【本来業務の範疇で既に収集したデータの整理例】

こどもデータ連携事業を総括管理主体における本来業務と位置づけて目的内の内部利用として整理

- ・ 学校保健安全法第9条、第11条～第14条に基づく教育委員会における目的内利用として整理した。
- ・ 教育委員会所有データは当初から困難を抱えるこどもたちの早期発見・支援のために収集されていたと考え、個人情報保護法第61条における目的内利用として整理した。

(イ) 法令に基づく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供

システムによる絞り込みを行う際、2段階のスクリーニング（1次スクリーニングで学校保有データ、2次スクリーニングで福祉部局保有データを使用する）を実施するという工夫を行い、その上で、総括管理主体である福祉部局を要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）の構成員として捉えることで、児童福祉法第21条の10の5（必要に応じ第25条等）に基づく目的内利用及び外部提供として整理した事例が見られた。

(ウ) 個人情報保護法第69条第2項第2号、第3号に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用

上記（ア）、（イ）の整理が難しいと判断した場合、令和7年度と同じく、引き続き、「個人情報保護法第69条第2項第2号、第3号に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用」として整理する事例が見られた。

各実証団体の令和8年度以降の事業継続に向けた個人情報の取扱いの整理結果は以下のとおりである。

図表 2-6 令和8年度以降の個人情報の取扱い整理

実証団体		総括管理 主体	利用目的特定後に収集していく新規データ		本来業務の範疇で既に収集したデータ	
			内部保有データ	外部提供データ	内部保有データ	外部提供データ
1	つくば市	福祉部局	「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
2	佐渡市	福祉部局	「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
3	喬木村	教育部局	「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。
4	山口市	教育部局	「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
5	豊中市	福祉部局	「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
6	和泉市	福祉部局	「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第61条第1項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。(提供時の整理は「個人	「個人情報保護法第69条第2項第2号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第69条第2項第3号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。

実証団体		総括管理 主体	利用目的特定後に収集していく新規データ		本来業務の範疇で既に収集したデータ	
			内部保有データ	外部提供データ	内部保有データ	外部提供データ
				情報保護法第 69 条第 1 項」に基づく法令に基づく目的外提供の整理。)		
7	西宮市	教育部局	「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
8	福岡市	福祉部局	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
9	別府市	福祉部局	「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
10	延岡市	福祉部局	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。
11	会津美里町	教育部局	「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。	「個人情報保護法第 61 条第 1 項」に基づき、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供として整理した。	「個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号」に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用として整理した。

### ③ 今後のこどもデータ連携の取組推進に向けた課題や示唆

令和7年度実証事業では、恒常的なデータ利用を見据え、個人情報保護法第61条に基づき利用目的を特定し、「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」と整理できないか検討した。上記の整理が難しい場合は、「法令に基づく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供」とできないか検討したが、最終的に過年度実証事業と同じく、「個人情報保護法第69条第2項第2号、第3号に基づく相当の理由に基づく臨時的な利用」と整理するケースも多く見られた。このような整理となった経緯としては、以下のような声が挙げられた。

- ・ 法務部局へ相談した結果、目的内利用とするためには、データの取得原課でそれぞれ利用目的を特定・明示する必要があるとの見解を得た。また、特定・明示に当たっては個人情報ファイル簿の公開ではなく、記入用紙等への記載が必要であるとの判断に至った。
- ・ 個人情報の保護に関する法律第61条第1項に基づいて利用目的を特定する場合は、その利用目的は法令（条例を含む）に基づいて特定される必要がある。しかし、こどもデータ連携の取組に係る条例を制定したとしても、当該条例に基づいて新たに取得した個人情報は利用できるが、他の利用目的で既に取得している個人情報を本人の同意なく内部利用・外部提供することはできないとの結論に至った。

「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」と整理するためには、こどもデータ連携ガイドラインと合わせ、法的解釈の枠組みについて改めて示していく必要がある。また、実証団体においても引き続き、個人情報の取扱い方針について、検討を重ねていくことが重要である。

## (2) 支援への接続

### ① 令和7年度実証事業における支援への接続の概況

令和7年度実証事業において、抽出されたこどもや家庭を適切な支援へ接続するに当たっての支援体制としては、首長部局の日常業務（健診・訪問等）を活用する事例、学校の日常業務を活用する事例、要対協の地域協議会を活用する事例、「チーム学校」（学校の教職員とスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）等専門スタッフ）の会議体を活用する事例、本取組に伴い新たに会議体を設けて検討する事例が見られた。各支援接続の類型ごとに特徴的な成果や課題・示唆について以下に取りまとめた。

図表 2-7 支援接続類型ごとの特徴的な成果

類型	成果・示唆
日常業務活用型（首 総括管理主体や活用	・ 健診時における問診において、保健師が母親に対

類型		成果・示唆
長部局主導)	主体等において日常的に実施しているケース検討会議等の場で、支援方策の検討を行う。	<p>して困難状況についてのヒアリングを行うと同時に、必要であれば支援策の紹介を行うアプローチを実施した。事前にシステム判定の結果やこども及び母親のバックグラウンドを保健師がインプットしておくことで、よりリスクの発見に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総括管理主体が「こども家庭センター」の機能を有する機関であることから、こども家庭センターにて位置付けられている合同ケース会議を活用し、支援の必要性や支援方策の検討を行った。これにより、センター開設時から構築されている既存の体制・枠組みを活用しながら、本取組を円滑に実施することができた。</li> </ul>
日常業務活用型（教育部局主導）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援の必要性や見守りにおけるポイント等をマニュアルとして整理し、実証校に配布して各学校とのすり合わせを実施した。これにより、学校ごとの状況に応じた調整を行ったことで、教職員の業務負担を軽減するとともに、学校側との認識共有を一層促進することができた。</li> <li>・ 支援候補者を学校へ共有する際に氏名に加え、支援候補者が該当し得る困難の類型を共有した。困難の類型について学校へ共有することで、システムによる判定結果による根拠を学校側へと説明することが可能となり、学校との連携強化につながった。</li> </ul>
要保護児童対策地域協議会活用型	要保護児童対策地域協議会を活用して、支援方策の検討・支援の実施を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来は一度要対協の登録から外れたこどもに関しては、通告等のリスクが顕在化した事案が起きない限り、要対協へ再登録していなかった。しかし、こどもデータ連携の取組により、一定の頻度で元要対協登録児童の潜在的なリスクに関しても確認することができ、再度虐待リスクが上昇した際に、事態が重篤化する前に発見・支援を行えるようになった。こどもデータ連携の取組は行政がこれまでに把握していなかった潜在層のこどもの発見に限らず、過去の顕在層のこどもの発見・支</li> </ul>

類型		成果・示唆
		<p>援においても効果的であると考えられる。</p>
「チーム学校」活用型	<p>「チーム学校」における生徒指導部会、教育相談部会、及びスクリーニング会議やケース会議等を活用して、支援方策の検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援の在り方として SSW の活用が効果的であった。学校はこどもの様子を把握している一方で、保護者に対しては、学校からは伝えづらい・聞きづらい事柄が多く、家庭支援の不足につながっていた。これに対し、SSW が行政でも学校でもない第三者として家庭支援への接続を行った結果、改善に至った事例がある。教職員が三者面談の場で支援への接続を試みる場合と比較し、伝える立場の違いにより保護者の受け止め方が異なること、また学校からの連絡に拒否的の反応を示す家庭にも、SSW は学校とは異なる立場で関与できるため接触しやすいこと、日常的な会話や関係構築を踏まえ、相手が求めるタイミングで支援策を提示できることが有効に働いた。そのため、各学校の行事等のスケジュールを踏まえ、すべての学校の検討場面において、SSW 等の福祉専門職員が参加できるように会議調整を行うこととした。</li> <li>・ 関係課及び関係機関との協議を重ねたことにより、職員同士の関係性が強化され、本取組以外の業務でもコミュニケーション量が増加した。また、支援を実施する際に主体となる学校において、支援対象者の教職員のみが声かけや見守りを行うのではなく、教職員が一丸となり声かけや気づきの共有等を行っていくことが重要である。</li> </ul>
その他	<p>こどもデータ連携の取組の開始に当たって新たに会議体を設置し、必要に応じて関係機関等を集めた上で、支援方策の検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校や関係機関等の現場に過度な負担を生じさせることなく継続的な支援につなげられるよう、年間業務フローを作成し、業務運営の流れを整理・調整した。なお本フローは、小・中学校及び保育園へのヒアリングを行い、実際にこどもを近くで見守る教職員の意見を取り入れて作成した。</li> <li>・ 困難類型に虐待が含まれていないため、要対協や日常的な会議体とは別に、新たな会議体を設置して検討を行った。限られた会議時間を有効活用できるように、会議開催前にあらかじめ各課へのヒア</li> </ul>

類型		成果・示唆
		リング等を実施し、支援方針の整理や認識のすり合わせを行った上で会議に臨んだ。

また、支援の接続類型にかかわらず、実証事業全体を通じて寄せられた意見及び課題・示唆は以下のとおりである。

#### 支援への接続に要する時間

- ・ 実証事業を通じて、限られた時間・リソースで支援を実施することができた。また、改めて学校に負担の少ない実施期間・方法等を検討することができた。
- ・ こどもや家庭に関するデータが一元的に管理されたことで、虐待通告時などに必要な情報を一度に提供できるようになり、追加の照会による連絡の往復が減少した。これにより、情報収集に要する時間が短縮され、事案発生時の初期対応までのリードタイムが短くなったと考えられる。

#### 支援への接続の際に工夫した点

- ・ こども単位ではなく、世帯単位で見守りを行うことが効果的であった。具体的には個別支援会議にて利用するシート上に、きょうだいの情報（氏名やリスクポイント等）を記載することで、教職員がきょうだいの情報を把握することが可能となり、学校間で主体的にきょうだいのリスク判定の結果について事前に共有する等、学校間での連携が強化された。
- ・ 別途こども家庭庁にて実施している「支援対象児童等見守り強化事業」も活用し、こども・家庭に対して支援を行う民間組織とのネットワークを活用して支援の接続を行った点も効果的であった。

#### 今後に向けての示唆

- ・ 令和7年度実証事業では、システムで高リスクである可能性が高いとされるこどもは既に何らかの支援へと接続されている事例が目立った。そこで今後はリスク値がやや低いとされるこどもに対しても支援要否を検討し、潜在的にリスクを抱えているこどものリスク顕在化を防止していくことを目指す。
- ・ こどもの変化を日次で検知することが重要であると考えられるため、データ連携の仕組みを継続して運用していく。
- ・ 予防的な支援は虐待通告等を契機とする事後対応とは異なり、保護者と協働的・前向きな関係から支援を開始できる点に意義がある。こうしたかかわりを通じて、職員は多様なアプローチを学び、支援の視野や対応の幅を広げることができ、結果として専門性の向上や支援の質の向上につながることを期待される。

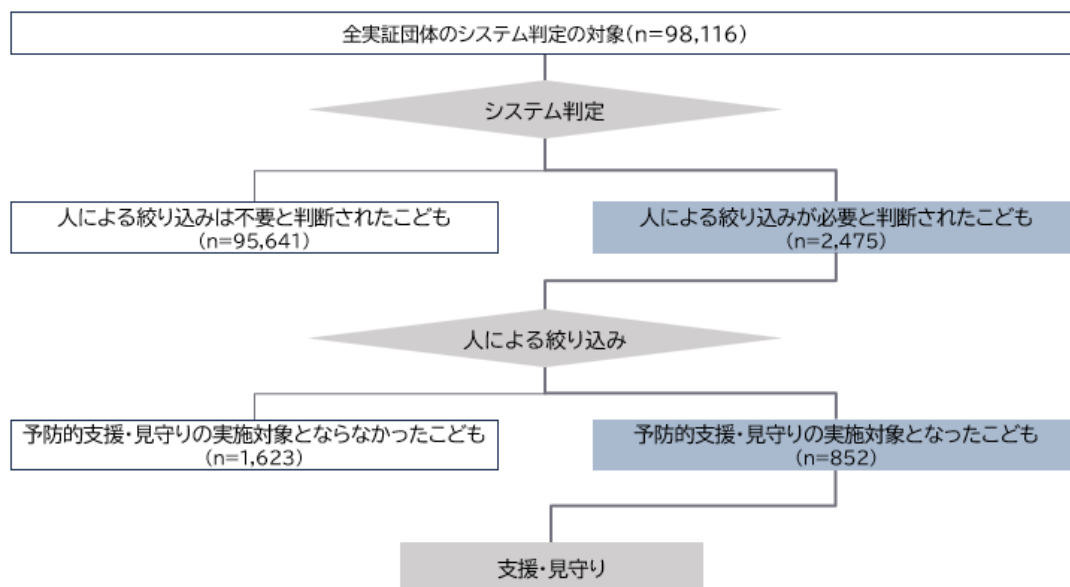
② 令和7年度実証事業における支援実施結果の概況

令和7年度実証事業において、支援対象者の総数は98,116名であった。そのうち2,475名がシステム判定により、人による絞り込みが必要と判断され、最終的に852名が予防的支援及び見守りの実施対象となった。

また、支援効果について、顕在層（既に見守りを実施しているこども）と潜在層（潜在的な困難を抱えているこども）に分けると、令和7年度の支援対象者のうち、顕在層は1,613名であり、そのうち122名が、実証事業により更なる支援につながった。一方、潜在層は730名であり、予防的な支援につながったこどもは420名、見守り・モニタリングにつながったこどもは310名であった。

なお、支援実施結果のこどもの数については、各実証団体よりヒアリングした数値をもとに、事務局にて算出した。

図表 2-8 実証事業を通じての支援対象者数



図表 2-9 こどもデータ連携実証事業による成果

こどもデータ連携実証事業による成果				
		予防的支援の実施に接続	見守り・モニタリングに接続	データによる継続的な観察
実証前の状況	支援に接続済	<p>1 顕在層(既に見守り・支援をおこなっているこども 1,613名)</p> <p>令和7年度の実証事業により、更なる支援につながったこども 122名</p>		該当なし
	支援に未接続	<p>2 潜在的な困難を抱えるこどもに対する予防的支援の実施 420名</p> <p>3 潜在的な困難を抱えるこどもの見守り・モニタリング 310名</p>		95,773名

(3) 事業効果の評価・分析

令和7年度実証団体において、多く取り入れられた事業効果の評価方法（成果指標）と実証事業を通して見えてきた課題及び示唆について以下にまとめた。

図表 2-10 事業効果の評価方法及び課題・示唆

分類	成果指標の例	課題・示唆
利用するデータ項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ項目の妥当性</li> <li>データ項目数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々なデータを連携することで、こどもと家庭の状況をより深く捉えることができた。</li> <li>特定のデータ項目が過度に影響し、単一の側面からリスクを高く評価してしまう傾向が確認された。</li> </ul>
仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ収集や連携の負荷</li> <li>分析までに必要な日数</li> <li>システムの有用性の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの収集や連携作業に時間がかかってしまった。</li> <li>現場が使いやすいようにシステムを随時アップデートしていく必要がある。</li> </ul>
こどもや家庭の抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規支援対象者数</li> <li>支援優先度が高いと判断されたこどもの数</li> <li>リスク判定結果の妥当性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出方法には一定の妥当性が示された一方、既に支援につながっている児童生徒は、「見守り」の対象となることが多く、予防的支援の必要な児童生徒の掘り起こしという面では課題が残る結果となった。令和8年度以降、閾値の再考や対象者の属性に応じて重み付けの点数を変更する等の対応を検討する。</li> </ul>
人の目による確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係部局や外部機関との連携事例数</li> <li>人の目による絞り込みを経て、支援優先度が高いと判断したこどもの数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠に基づき、一人ひとりに応じたアプローチを検討することができた。</li> </ul>
支援方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別会議の開催回数</li> <li>検討に要した時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各データの集約・可視化により、既存の教育・福祉データに関する情報整理が可能になり、支援につながる</li> </ul>

分類	成果指標の例	課題・示唆
		<p>での流れの定着及びリードタイムの削減につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来は児童相談所への報告に時間を要し、当日中の一時保護が困難な状況であったが、実証事業を通してリスクを事前に把握した事例では、通告判断や情報収集、児童相談所への報告、移送手続きに係る時間が大幅に短縮され、迅速な一時保護や時間的に余裕を持った保護者への接見が可能となった。</li> </ul>
支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援への接続率</li> <li>支援の実施件数</li> <li>支援対象者の状況が改善したか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在的に困難を抱えるこどもに対して支援を実施することができた。</li> <li>実証事業を通して、支援を実施することで支援対象者の状況が改善した。</li> </ul>

## 2.3. 類似事例調査の総括

本事業では令和4年度にデジタル庁が実施した「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」や、令和5年度以降こども家庭庁において実施してきた「こどもデータ連携実証事業」参加団体の事例を2事例、過去の実証事業には参加していないが近しい取組を行っている事例を4事例、調査した。各事例の取組内容サマリは以下のとおりである。また、事例調査の詳細内容については事例集を参照されたい。

### ① 神奈川県開成町

困難類型：ヤングケアラー・貧困・虐待・引きこもり・産後うつ・発達障がい

取組概要：

こども見守りシステムは、こども課・税務窓口課・福祉介護課・教育委員会がそれぞれ保有するデータを連携し、支援の必要な潜在層への早期介入を実現するシステムである。開成町においては、システム上でリスク有と判定されたこどもを対象に、こども課職員・保健師・ケースワーカー・指導主事・こども家庭センタースーパーバイザーによるカンファレンスにて支援要否及び支援方針を決定している。なお、支援においては、専門職による支援や関係機関と連携した支援へつなげている。

### ② 広島県府中町

困難類型：虐待

取組概要：

本取組では、支援が必要なこどもを早期に把握し、関係機関と連携して見守りや支援を行う予防的支援と、複数団体のデータを統合して虐待リスクを予測するモデルの構築を実施した。加えて学校や家庭訪問を通じてこどもの状況を確認し、支援対象の絞り込みを行った。また、リスク判定モデルはデータ量の増加に伴い再分析を行い、継続的な支援につなげる予定である。さらに、府中町、府中市、三次市、海田町を含めた4市町のデータを連携することにより、将来のリスク予測が可能な分析基盤の整備を進めた。

### ③ 大阪府枚方市

困難類型：虐待

取組概要：

近年増加傾向にある虐待を主要課題と位置づけ、枚方市子ども見守りシステムに蓄積された福祉・教育・医療・保健等の情報を活用することで、潜在的に支援が必要なこどもや家庭のリスク低減を図っている。

④ 兵庫県宝塚市

困難類型：虐待・不登校・発達障害・産後うつ・いじめ・非行等

取組概要：

こどもとその家庭を支援する部署の円滑な連携を目指し、3つの機能（①関係課が保有するこどもとその家庭に関する情報の閲覧、②各部署での支援情報の記録、③必要に応じた各部署間での支援情報の共有）を持つ共通の電子システムを構築・運用している。

本システムの利用により、市民にとっては、過去の相談内容を別の相談窓口で一から伝える必要がなくなり、二度手間やいわゆる「たらい回し」の防止につながっている。また、庁内では、情報の円滑な確認・共有が可能となり、虐待対応等を迅速に実施できるようになった。さらに、対面でのケース会議や紙資料の作成を省略できる場合もあり、困難を抱えるこどもとその家庭への支援に一層注力することが可能となっている。

本取組を通じて支援記録が蓄積され、支援の多角化と切れ目のない支援の実現を目指している。

⑤ 茨城県結城市

困難類型：虐待・家庭環境の課題

取組概要：

結城市では、子ども福祉課の「児童相談システム」、健康増進課の「健康管理システム」、社会福祉課の「障害者総合支援システム」に分散して管理されている支援対象者情報について、支援担当職員が自席の端末から閲覧できるようにする仕組みを整備した。さらに、従来どおり担当者同士の情報交換を継続することで、支援対象者の正確な情報を把握し、効果的な支援体制の構築を図っている。これにより、支援対象者が抱える困難に応じた適切なアプローチが可能となる。

⑥ 広島県府中市

困難類型：虐待・不登校・不登園・貧困

取組概要：

こどもに関する住民記録・母子保健・虐待・総合福祉・生活保護・学校の出欠席等の情報を「こども見守りシステム」へ連携・統合し、システムによるスクリーニングを行う。そのスクリーニング結果を基に母子保健部署、保育所（園）、小中学校等への聞き取りを通じて人の目による絞り込みを実施する。また、府中市では学校の校長・教頭等を本取組の準メンバーとして位置づけ、福祉部局と教育部局の情報連携を密接に行うことで、潜在的に支援が必要なこどもに対して、予防的支援を実施する。

## 2.4. 海外事例調査の総括

こどもデータ連携事業に類する事業を実施している国外の2事例について調査を実施した。各事例の取組内容サマリは以下のとおりである。また、事例調査の詳細内容については事例集を参照されたい。

### ① 英国 ロンドン特別区 バーキング・アンド・ダゲナム

困難類型：虐待・貧困・障害・不登校等

取組概要：

ロンドン特別区バーキング・アンド・ダゲナム（以下、LBBD とする）は予算の削減、社会保障サービスの需要増加に直面し、ロンドンの中でも住民の生活が特に厳しい状況にあった。そこでLBBDは、住民が抱える貧困・失業・ホームレス等の課題の改善を目指し、従来の行政サービスの枠を超え、予防的支援やデータに基づく介入を重視する行政サービスへの転換を図った。この取組の一環として、企業等の外部機関と連携し、地域課題を解決することで「誰一人取り残さない社会」の実現を目指す取組である「Community Solutions」を開始した。

Community Solutions の取組では、庁内の各課が保有する社会サービス関連データを連携し、予測・予防モデルを搭載したシステムを開発した。このシステムは、所得や給付金、学校情報等のデータを連携し、住民の情報を一元的に確認できる仕組みである。さらに、予測・予防モデルにより、リスクが顕在化する6～9か月前の段階で高リスクな住民を特定し、ケースワーカーに通知することで、早期介入を可能にしている。加えて、困難の類型ごとに潜在するリスクの程度を可視化する機能も備えている。この取組により、早期介入による予防的支援が実現し、1件あたりのケース対応時間の短縮にもつながっている。

### ② オーストラリア ビクトリア州

困難類型：心理的安全性の欠如・家庭内暴力・劣悪な生活環境・不安定な学習環境

取組概要：

オーストラリア、ビクトリア州では学校・福祉・医療機関間でこどもに関する情報を連携していなかったために、リスクのあるこどもたちが見過ごされ、適切な支援を迅速に提供することが困難であった。こうした課題を解決するため、家庭内暴力に関する複数機関によるリスク評価・管理の枠組み（MARAM）が策定され、ビクトリア州議会は「こどもの福祉と安全法 2005」に基づき、こども情報共有制度を導入した。その枠組みの中で、Child Link<sup>3</sup>の活用が進められている。

---

<sup>3</sup> ビクトリア州政府が導入したこども情報共有プラットフォームで、こどもの安全・福祉

Child Link は、保健・教育・児童保護等の各システムからデータを統合し、こども一人ひとりの情報を統合して見られるウェブプラットフォームである。ケースワーカーは、セキュリティとプライバシーが守られた環境で、Child Link から必要な情報にアクセスし、支援対象者を早期に特定することができる。これにより、迅速かつ適切な支援が可能となり、複数の機関が連携してこどもの福祉と安全を守る仕組みが実現している。

---

を守るために複数機関が情報を連携する仕組み。

(Section 1: What is Child Link? | vic.gov.au

<https://www.vic.gov.au/child-link-authoriser-induction-guide/section-1-what-child-link>)

### 3. 今後のこどもデータ連携の取組に対する課題と示唆

本業務及び過年度の関連調査研究や実証事業を通して見えてきた、地方公共団体がこどもデータ連携の取組を実施する際に見られる課題及び示唆について、以下図表 3-1 のとおり整理した。

図表 3-1 こどもデータ連携の取組全体に見られる課題・示唆

大分類	小分類	課題・示唆
取組の主体	役割分担における課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首長部局と教育委員会の役割分担に起因する連携の難しさがみられた。</li> <li>・ こどもデータ連携の取組を始める際は初期段階で、役割を明確にしておくことが恒常的な協働体制構築の鍵となる。</li> <li>・ 事前説明や事業目的の共有により、関係課の理解は得られやすくなる一方、データ提供依頼や協力体制の構築には依然課題がみられる実証団体があつた。関係課に対して、取組の意義や利用方法を含めた丁寧な説明が重要である。</li> <li>・ 現場職員が参加する場（協議の場等）を設け、現場の実情を反映させる体制を構築することで、取組の実行力を高めることができた事例もあつた。</li> </ul>
	関係者調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉部局と教育部局等、複数部局を跨ぐことで、調整に時間を要していた。また、会議体が多層化すると調整負荷が高くなる。</li> <li>・ 取組プロセスを明確化し、効率化を図ることが重要である。</li> </ul>
	関係者の業務・デジタルリテラシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル人材の不足や、担当職員により IT リテラシーにばらつきがあることが課題である。また地方公共団体は配置転換も多いため、レベル別や職種別の研修メニューやマニュアル等を整備して対応していくことが有効である。</li> </ul>
取組の方法	利用するデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広くデータを選定し、有用性や関連性を検証しながら運用している実証団体が多く見られた一方、利用するデータ項目ごとに、データの管理や入力方法が異なるため、項目の選定や準備に時間を要していた。</li> <li>・ データ項目の選定は余裕を持ったスケジュールで行い、必要に応じてデータの取扱いルール等を見直していく必要がある。</li> </ul>
	データ準備・システム構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データの前処理作業（紙データのデジタル化、名寄せ・外字・表記揺れ対策等）、各部署で保管しているデータの出力とそれらのデータの連携作業が現場の負担となっている。また、これら</li> </ul>

大分類	小分類	課題・示唆
		<p>の作業を外部委託する場合における費用負担も課題である。効率的なデータ準備ができるよう工夫するとともに、国からの補助金等、費用面での補助を必要とする声が挙げられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体内部で対応しきれない要因（システム間の未連携、欠損値、過年度データの不足、転出入者への対応、データ取得時のルールやフォーマットの不統一等）が多数存在しており、標準化や共通的な基盤の整備を求める声が挙がっていた。</li> <li>・ システムのダッシュボードは現場が使いやすいよう、現場主導で改善サイクルを回すことが効果的である。</li> </ul>
	個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年度実証事業では、恒常的なデータ利用を見据え、「個人情報保護法第61条」に基づき利用目的を特定し、「特定した利用目的のための内部利用及び外部提供」と整理できないか検討した。上記の整理が難しい場合は、「法令に基づく利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供」とできないか検討したが、最終的に過年度実証事業と同じく、「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号による相当の理由に基づく臨時的な利用」と整理するケースも多く見られた。現行制度では、個人情報を目的内利用とするための法的根拠が不足しており、最終的に臨時的な目的外利用と整理せざるを得ないため恒常運用に踏み切れない状況が生じている。</li> <li>・ NPOや民間団体へ個人情報の取扱いを委託する場合の対応方法や、各地方公共団体の条例等を踏まえた上での対応等、各実証団体が法的に独自判断で対応するには限界があり、かつ負荷が大きい。</li> <li>・ 引き続き、個人情報の取扱い方針について、検討を重ねていくことが重要である。</li> </ul>
	困難を抱えていると思われる子どもや家庭の抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ システムを利用することで、潜在的な困難を抱える子ども・家庭を可視化できた一方、特定のデータ項目が判定結果に必要以上に影響し、「困難を抱えていると判断できない子ども」が抽出される事例が確認された。</li> <li>・ 判定ロジックの精査やマニュアル整備を継続的に実施し、支援対象の見落とし防止に努める必要がある。</li> </ul>
人の目による支援等の必要性の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人の目による確認結果をアセスメントシートやシステムへ登録することで情報連携が進む一方で、記入・登録作業に対する負担感が生じることが課題である。アセスメントの簡素化や支援</li> </ul>	

大分類	小分類	課題・示唆
		<p>会議の実施期間にゆとりを持たせる等、現場負担の軽減が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校全体でスクリーニングを実施することで、既に支援を行っていたケースも含めて、支援の方向性を再検討する機会が生まれた。</li> </ul>
	支援方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ項目の増加による精度向上に加え、SSW や保健師を交えた多職種協働によって、より適切な支援方策の検討が可能となり、地域資源への円滑な接続につながった事例がみられた。</li> <li>さらに、学校全体で情報共有することにより、教職員の心理的負担の軽減や、チームとしての対応意識の醸成につながった。</li> <li>支援対象となるこどもを発見しても、適切な支援メニューが少ないケースが見受けられた。今後は支援メニューを拡充していく必要がある。</li> </ul>
	支援への接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに接点がない家庭へのアプローチが難しい、という声が挙げられた。また、高リスクと判定されたこどもは既に支援に接続されているというケースもみられたため、リスク値がやや低いこどもにも支援が行き届くよう、システムの閾値やロジック等の継続的な見直しが重要である。</li> <li>進学や教職員の異動等で情報が途切れやすいという課題があるため、特に年度初めにおける情報共有の重要性が高いことが明らかとなった。</li> <li>今後、支援対象校を拡大するに当たっては支援員の増員が必要である。また、特別支援に対応できる職員も求められている。</li> </ul>
取組の評価	事業効果の評価分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果指標の設定が難しく、「見守り強化」、「早期接続」等の効果を定量化しづらいという声が挙げられた。また、こどもの状況の改善には様々な要因が影響するため、単一の定量的な指標で測定することには限界があるとの意見もあった。</li> <li>支援の効果が出るまでに時間を要するという特徴も踏まえ、同一の指標を継続して使用したり、定量的指標と定性的指標を組み合わせて多面的な評価をしたりする等の工夫が重要である。</li> </ul>
今後、地方公共団体独自で取組を継続する際の課題	予算措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでは実証事業として取り組んでいたため、令和8年度以降の運用財源が見えにくいとの声が挙げられた。</li> <li>また、教育部局と首長部局が別予算体系で動いており、地方公共団体単独で分野横断的に財源を確保して取り組むことが困難との意見もあった。</li> </ul>

大分類	小分類	課題・示唆
	地方公共団体内の周知・啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもデータ連携について住民の理解が得られるよう、事業の透明性の確保や、本取組にかかわる職員への研修等、地方公共団体単独では対応しきれないとの声が挙げられた。</li> <li>・ 特に行政との接点が乏しい家庭ほど、支援制度や就園情報が届きにくく、潜在的ニーズに対する支援が埋もれやすいとの声が聞かれた。</li> </ul>